定　　款

（2022年６月29日改正）

藤倉化成株式会社

第　1　章　　総　　則

（名　　称）

第　1　条　当会社は藤倉化成株式会社と称し、英文ではFUJIKURA KASEI CO.,LTD.と表示する。

（目　　的）

第　2　条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。

１．アクリル酸系樹脂の製造販売

２．塗料の製造販売

３．医薬品その他化学薬品および工業薬品の製造販売

４．電熱製品の製造、加工および販売

５．電子・電気機械器具部品の製造および販売

６．不動産の売買、賃貸借、管理、仲介および開発

７．前各号に関連する事業

（所　在　地）

第　3　条　当会社は本店を東京都板橋区に置く。

（機　　関）

第　4　条　当会社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会

２．監査等委員会

３．会計監査人

（公告方法）

第　5　条　当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞にこれを掲載して行う。

第　2　章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第　6　条　当会社の発行可能株式総数は8,400万株とする。

（自己の株式の取得）

第　7　条　当会社は、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第　８　条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第　９　条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に揚げる権利以外の権利を行使することができない。

１．会社法第189条第２項各号に揚げる権利

２．会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

４．次条に定める権利を請求する権利

（単元未満株式の買増し）

第　10　条　当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数とあわせて単元株式数となるべき数の株式を売り渡すことを請求できる。

（株主名簿管理人）

第　11　条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。

３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第　12　条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第　３　章　　株 主 総 会

（招　　集）

第　13　条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第　14　条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。

（招集者および議長）

第　15　条　株主総会の招集者および議長は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれに当る。

２．取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより他の取締役がこれに代わる。

（電子提供措置等）

第　16　条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

（総会の決議方法）

第　17　条　株主総会の決議は法令および定款に別段の定めある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

２．会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってこれを行う。

（議決権の代理行使）

第　18　条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として議決権を行使することができる。

２．株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第　４　章　　取締役および取締役会

（取締役の員数）

第　19　条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とする。

２．当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。

（取締役の選任）

第　20　条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

２．前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

３．取締役の選任決議は、累積投票によらない。

４．当会社は、会社法第329条第３項の規定により、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

５．前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（取締役の任期）

第　21　条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（役付取締役および代表取締役）

第　22　条　取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各１名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

２．取締役会の決議をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を定める。

（相談役等）

第　23　条　取締役会の決議をもって相談役その他これに類する役職者を置くことができる。

（取締役会の招集者および議長）

第　24　条　取締役会の招集者および議長は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれに当る。

２．取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより他の取締役がこれに代わる。

（取締役会の招集通知）

第　25　条　取締役会を招集するには会日の３日前までに各取締役に対して通知を発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第　26　条　取締役会は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議の省略）

第　27　条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役の報酬等）

第　28　条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第　29　条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

（取締役会規程）

第　30　条　取締役会に関する事項については、法令および定款に定めのあるもののほか取締役会の定める取締役会規程による。

第　５　章　　監査等委員会

（常勤監査等委員）

第　31　条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第　32　条　監査等委員会を招集するには会日の３日前までに各監査等委員に対して通知を発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

（監査等委員会規程）

第　33　条　監査等委員会に関する事項については、法令および定款に定めのあるもののほか監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第　６　章　　計　　算

（事業年度）

第　34　条　当会社の事業年度は毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（剰余金の処分）

第　35　条　当会社の剰余金は株主総会の承認を経てこれを処分する。

（剰余金配当の基準日）

第　36　条　当会社の期末配当の基準日は毎年３月31日とする。

（中間配当の基準日）

第　37　条　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月30日を基準日として、中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第　38　条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附　　則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、会社法第426条第１項の規定により、第108期定時株主総会終結前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。